

① 多数の者が利用する経路

C 出入口

基本的な考え方

玄関や出入口は、障害者でも支障なく通過できなければならない。そのためには、段差を解消し、自動ドアを設置するなどの配慮はもちろんのこと、建物の玄関回りには、エレベーターや階段、車いす使用者用便所の位置が容易に把握できるように配慮することも必要である。利用円滑化経路上の出入口は、車いす使用者が通行可能な幅で、開閉動作を考慮して引き戸など容易に開閉して通過できる戸とする必要がある。

整備基準	整備基準の解説	目標基準	備考
◆出入口の構造の一般基準(1の項)	多数の者が利用する出入口は、次に定める構造とすること。	・施設の出入口には、屋根、庇を設けること。	図1
(1)全面ガラス戸等を設ける場合(1の項(1))	全面が透明な戸を設ける場合には、戸に衝突することがないように危険防止の措置を講じたものとする。	・全面が透明な戸を設ける場合には、キックプレートを設けること。	
(2)自動ドアを設ける場合(1の項(1))	自動的に開閉する構造の戸を設ける場合には、戸に挟まれないよう危険防止の措置を講じたものとする。	・自動ドアを設置する場合、人の出入りを感知し、戸の開閉を自動的に制止することができる装置を設ける。	
◆利用円滑化経路を構成する出入口の構造(9の項)	利用円滑化経路を構成する出入口は、1の項の規定によるほか、次に定める構造とすること。	・利用円滑化経路を構成する出入口の基準であり、出入口の一般基準以外に幅及び戸の構造の規定に適合させる必要がある。 ・1の項の規定とは、全面ガラス戸及び自動ドアに関する規定である。	○出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。 ○多数の者が利用する直接地上へ通ずる出入口のうち1以上のものの幅は、120センチメートル以上とすること。
(1)出入口の幅(9の項(1))	幅は、80センチメートル以上とすること。	●幅については実際の有効幅をいい、引き戸は引き残しを含めない寸法で計測する。	図2
(2)戸を設ける場合(9の項(2))	戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	・ドアハンドルは、棒状、レバーハンドル等とし、床面から90cmの高さに設ける。 ●回転扉を設置する場合は、回転扉の直近に自動的に開閉できる戸や引き戸等を設ける。	○戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

用語

多数の者	建築物を利用し、当該建築物においてサービス等の提供を受ける者
幅	内法(有効寸法)で測定する
利用円滑化経路	高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路

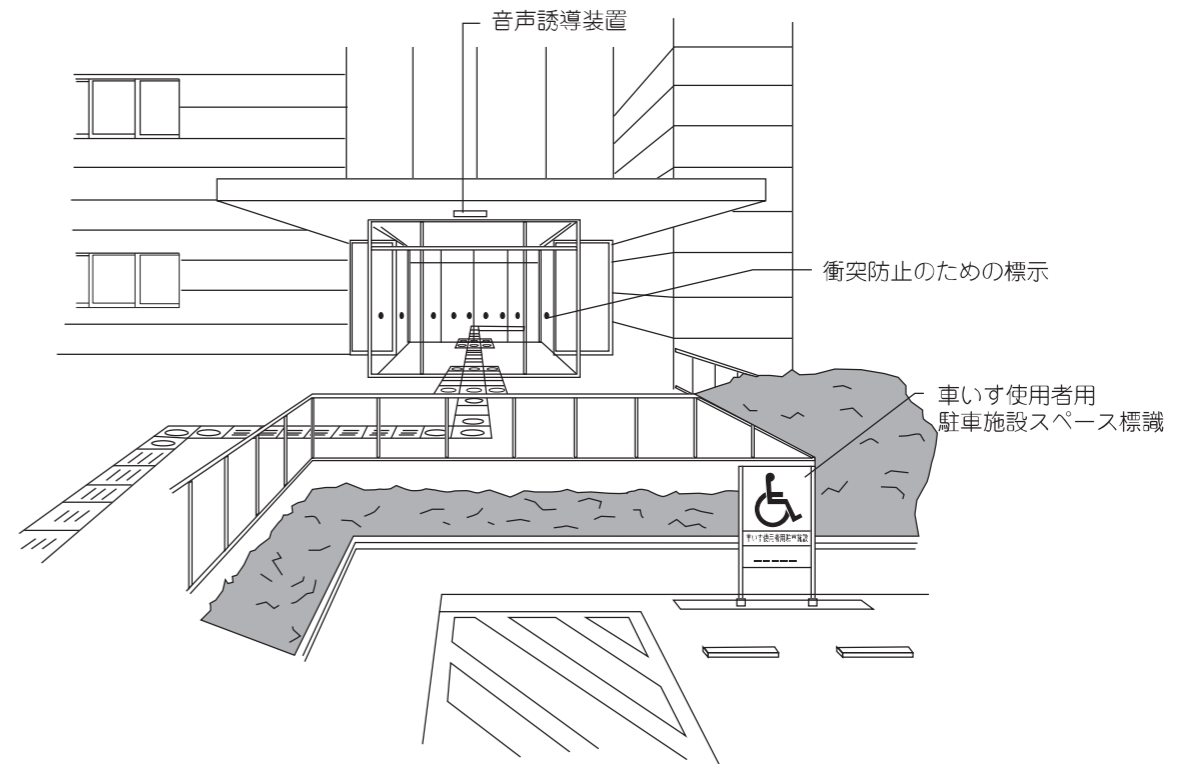


図1 主要な出入口の整備例

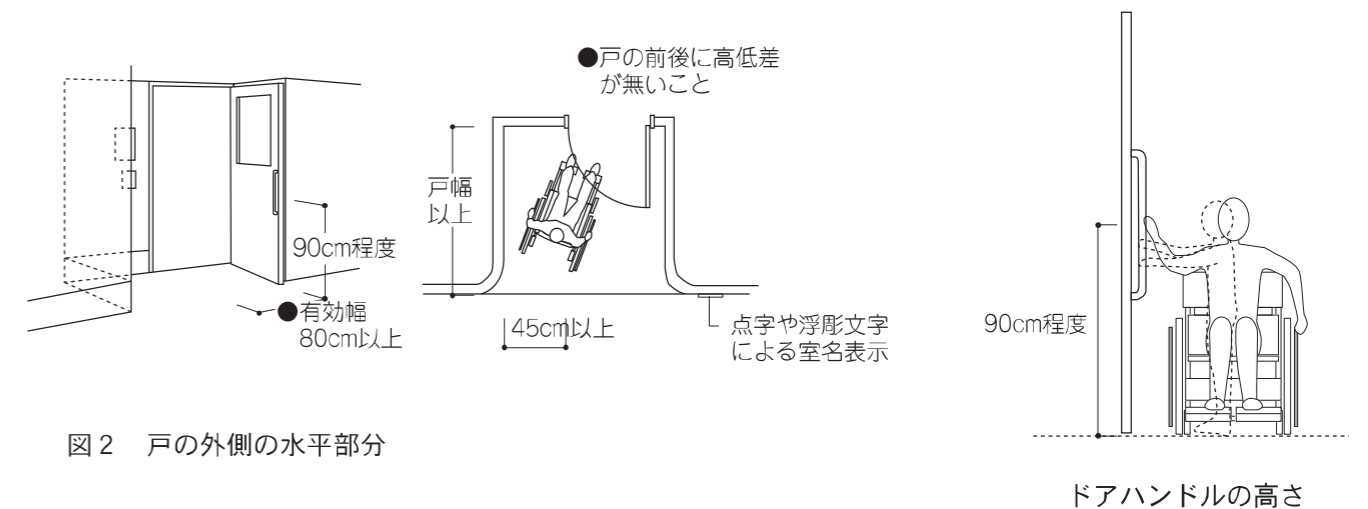


図2 戸の外側の水平部分

〈使い易い形状の例示〉

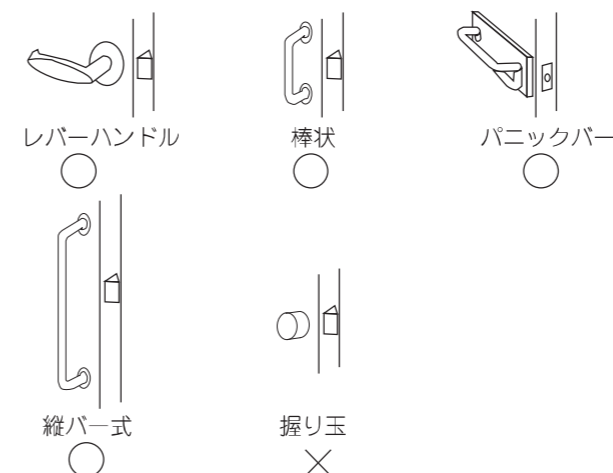


図3 取手の形式

【車いす使用者が容易に開閉し、通過できる戸】

車いす使用者の開閉動作の容易さを考慮すると、自動式引き戸、手動式引き戸、袖壁を有する開き戸の順になる。

【その前後に高低差がない】

戸の前後に車いすの待機のための水平なスペースを確保することであり、有効寸法は自動扉及び引き戸の場合は150cm以上、開き戸の場合は建具幅+150cm以上が望ましい。

① 多数の者が利用する経路

d 廊下等

基本的な考え方

廊下等は、高齢者、障害者等をはじめすべての人が安全に通行できなければならない。そのためには、当該施設を利用する者の事故につながるような段差や突起物を不用意に設けないなどの配慮が必要である。利用円滑化経路を構成する廊下等の幅は、人と車いすがすれ違うことができる幅とし、適宜車いすが転回できる場所を確保する必要がある。

整備基準	整備基準の解説	目標基準	備考
◆廊下等の構造の一般基準(2の項)	多数の者が利用する廊下等は、次に定める構造とすること。	・廊下等の一般基準である。	
(1)表面仕上げ(2の項(1))	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	・濡れた状態でも滑りにくい材料で仕上げる。 ●当該規定は、建築基準法施行令第26条第1項第2号と同様の措置を求めている。 ●カーペットの場合は、毛足の長いものは避け、他の仕上げ部分と同一レベルになるよう敷き込む。	・廊下等に全面が透明な壁を設ける場合には、壁面に衝突を防止する措置を講じたものとする。 ○高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を適切な位置に設けること。
(2)段を設ける場合の段の構造(2の項(2))	段を設ける場合には、3の項に定める構造に準じたものとする。	・3の項とは、階段に関する規定である(P76~79参照)。 ●一般廊下に設ける段は、①-eの基準に適合させる。	

建築基準法施行令(階段に代わる傾斜路)

第26条 階段に代わる傾斜路は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 勾配は、8分の1を超えないこと。
- 二 表面は、粗面とし、又はすべりにくい材料で仕上げること。

用語

階段	階段及びその踊場
傾斜路	踊場を含み、この項においては、階段若しくは段に代わり、又はこれに併設されるものに限る
多数の者	建築物を利用し、当該建築物においてサービス等の提供を受ける者
廊下等	廊下その他これに類するもの
点状ブロック等	視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるもの
利用円滑化経路	高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路

【参考】床の滑り

基本的な考え方

床の材料及び仕上げは、床の使用環境を考慮したうえで高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるものとする。

必要な整備	
評価指標	・床材の滑りにくさの指標として、JIS A5705(ビニル系床材) 付属書に定める「床材の滑り試験方法(斜め引張型)」によって測定される、滑り抵抗係数(C.S.R.:Coefficient of Slip Resistance)を用いる。
使用条件	・C.S.R.を測定する際には、床の使用条件を勘案して、以下のうちから当該部位において可能性のある表面状態を検査する。 ①完全清掃の状態 ②ほこり付着の状態 ③水分付着の状態 ④油付着の状態 ・ほこりや水分の付着の有無により、滑り易さは大きく異なるので、ほこりなどを外部から持ち込まないような玄関回りの計画も重要である。
材料・仕上	・床の材料・仕上げは、当該部位の使用条件を勘案したうえで、C.S.R.が以下の値を満足する材料・仕上げとすることが望ましい。 ①下足で歩行する部分 0.4~0.9 ②上足で歩行する部分 0.35~0.9 ③素足で利用する部分 0.45~0.9 ④傾斜路部分 0.5~0.9 ・体育館の床など激しい運動動作を行う箇所については、あまり滑らない床は逆に危険となる可能性もあり、使用用途に応じて判断する。
滑りの差	・突然滑り抵抗が変化すると、つまずいたり、滑ったりする危険が大きいことから、同一の床において、滑り抵抗に大きな差(C.S.R.で0.2以上)がある材料の複合使用は避けることが望ましい。

整備基準	整備基準の解説	目標基準	備考
(3)廊下等で点状ブロック等を敷設する部分 (2の項(3))	<p>階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>イ 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>ウ 自動車車庫に設けるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する廊下等の部分に限り適用する。したがって、通常の老人ホーム等は適用除外である。 ● 点状ブロック等の色は、黄色を原則とする。ただし、廊下等の仕上げ材との間で輝度比2.0以上、明度差5.0以上を確保する場合は、黄色以外とすることができる。 ● 段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の次の部分は、点状ブロック等の敷設を免除することができる。 <p>①勾配が1/20より緩やかな傾斜路の上端に近接する廊下等</p> <p>②高さが16cm以下で、勾配が1/12より緩やかな傾斜路の上端に近接する廊下等</p> <p>③自動車車庫</p>	
(4)突出物等 (2の項(4))	廊下等には突出物を設けないこと。ただし、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合は、この限りでない。	<ul style="list-style-type: none"> ● ベンチ、案内板、自動販売機、消火栓ボックス等は、通行の支障とならないよう設置場所等を確保する。 ・ 必要に応じ、点状ブロック等を敷設する。 	図1
◆利用円滑化経路を構成する廊下等の構造 (10の項)	利用円滑化経路を構成する廊下等は、2の項の規定によるほか、次に定める構造とすること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用円滑化経路を構成する廊下等の基準である。 ・ 2の項の規定とは、表面仕上げ、段の構造、点状ブロック等を敷設する部分、突出物等に関する規定である（P72～75参照）。 	図2
(1)廊下等の幅 (10の項(1))	幅は、120センチメートル以上とすること。	<ul style="list-style-type: none"> ● 廊下等に手すりがある場合の有効幅は、その内側で計測する。 	○幅は、180センチメートル以上とすること。
(2)転回場所 (10の項(2))	廊下等の末端の付近は、車いすの転回に支障のない構造とし、かつ、区間50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。	<ul style="list-style-type: none"> ● 車いすの転回に支障がない場所は、最低でも140cm×140cmのスペースが必要である。 	
(3)廊下等に設ける戸の構造 (10の項(3))	戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 側面に廊下等に向かって開く戸を設ける場合には、当該戸の開閉により高齢者、障害者等の通行に支障がないよう必要な措置を講ずること。 	図3

用語

点状ブロック等	視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるもの
利用円滑化経路	高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路
廊下等	廊下その他これに類するもの

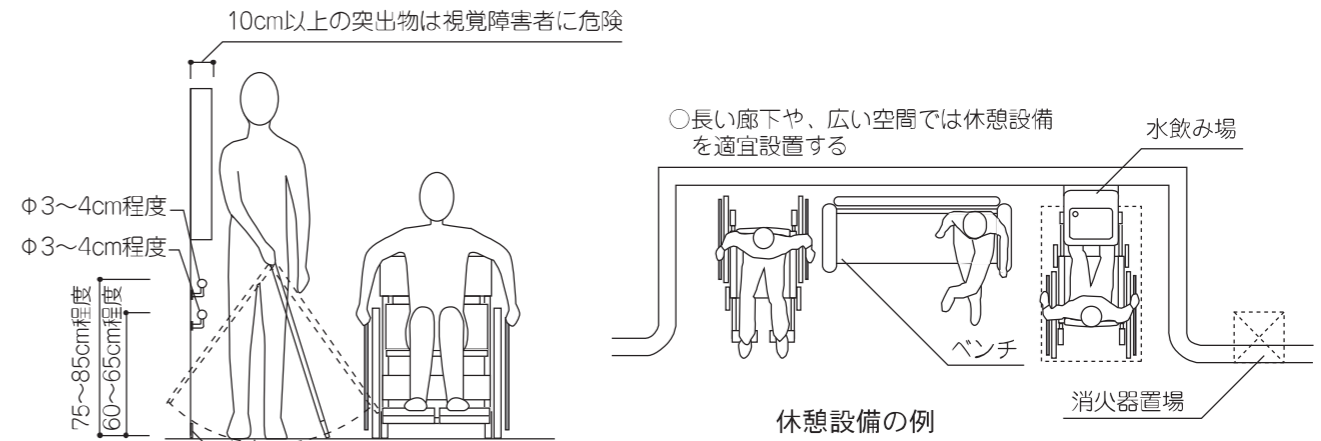


図1 室内の通路、壁面の配慮例

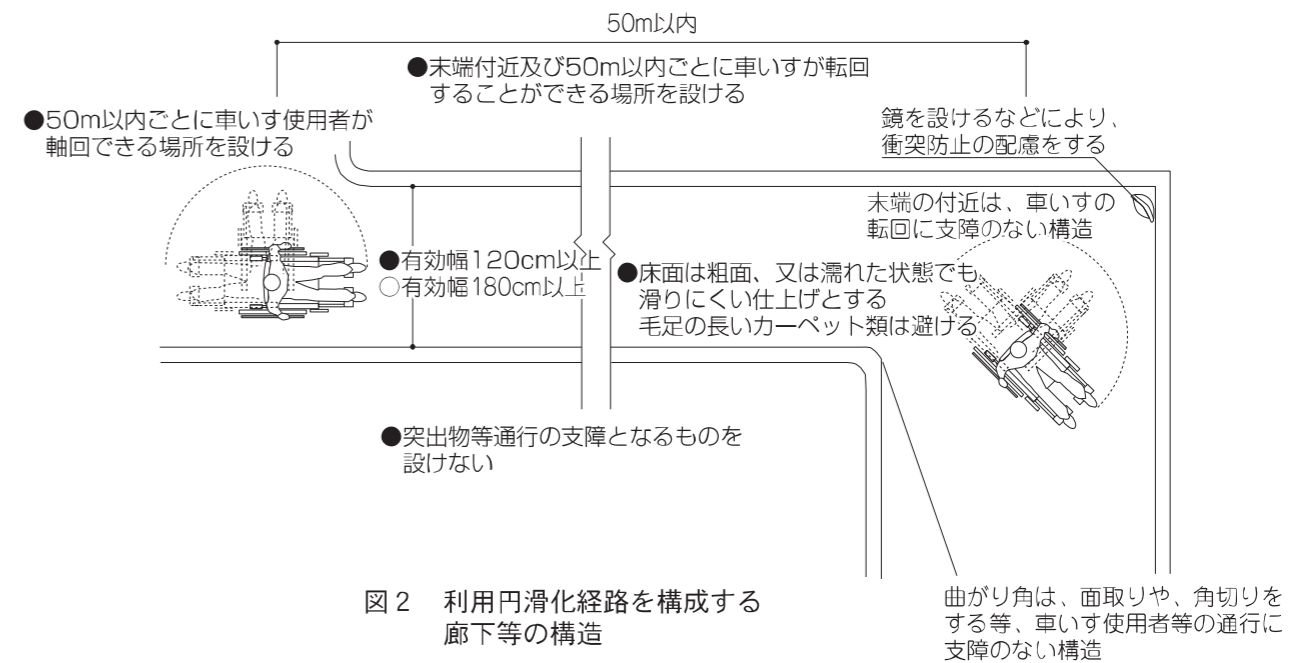


図2 利用円滑化経路を構成する廊下等の構造

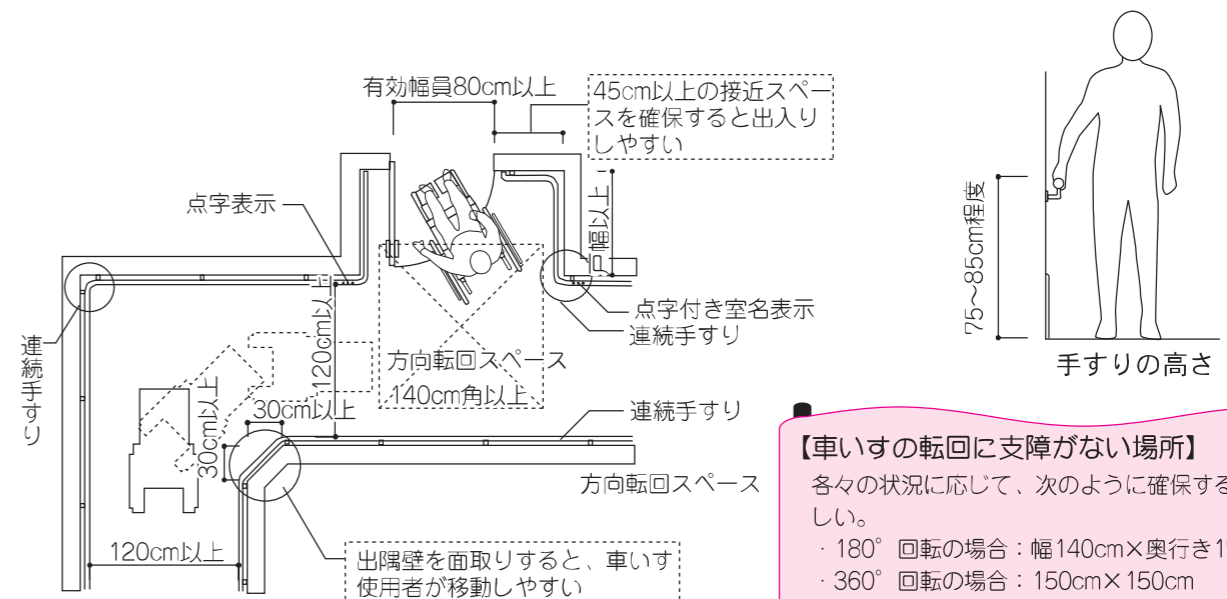


図3 廊下に設ける戸の構造例

【車いすの転回に支障がない場所】
 各々の状況に応じて、次のように確保することが望ましい。

- ・ 180° 回転の場合：幅140cm×奥行き170cm
- ・ 360° 回転の場合：150cm×150cm
- ・ 十字、T字の交差部：120cm×120cm

① 多数の者が利用する経路

e 階段

基本的な考え方

高齢者や障害者にとって、階段の昇降は負担になりがちであり、少しでも負担を軽減しなければならない。そのためには、階段手すりをできる限り両側に連続して設け、その始末端部には現在地又は行き先等を点字で表記する。また、階段での転倒事故を防止するため、段鼻は容易に見分けがつく構造とすることが必要である。

整備基準	整備基準の解説	目標基準	備考
◆階段の構造 (3の項)	多数の者が利用する階段は、次に定める構造とすること。	・(1)から(6)は、階段の一般基準である。 ・踊場には、鏡を設けるなどにより、衝突防止の措置を講ずる。 ○幅は、140センチメートル以上とすること。	図1
(1)手すりの設置 (3の項(1))	踊場を除き、手すりを設けること。	○手すりを両側に設けること。 ・手すりの始末端部の水平部分には、現在位置等を点字等で標示する。	
(2)表面仕上げ (3の項(2))	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	●高齢者、障害者等が利用しやすい仕上げとする。 ・階段の床仕上げは、水滴等で濡れても滑りにくい仕上げにする。	
(3)段の識別 (3の項(3))	踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。	●踏面とけ込み板の色の明度差を大きくするなど、段を識別しやすいものとする。滑り止めと踏面の色の明度差を大きくすることも有効である。	
(4)段の構造 (3の項(4))	段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。	・同一階段は、同一寸法とする。 ●金属製の滑り止めは杖等が滑るので避ける。 ●必ずけ込み板を設け、踏面及びけ込み板の面をそろえて、つまずきにくい構造とする。	図2

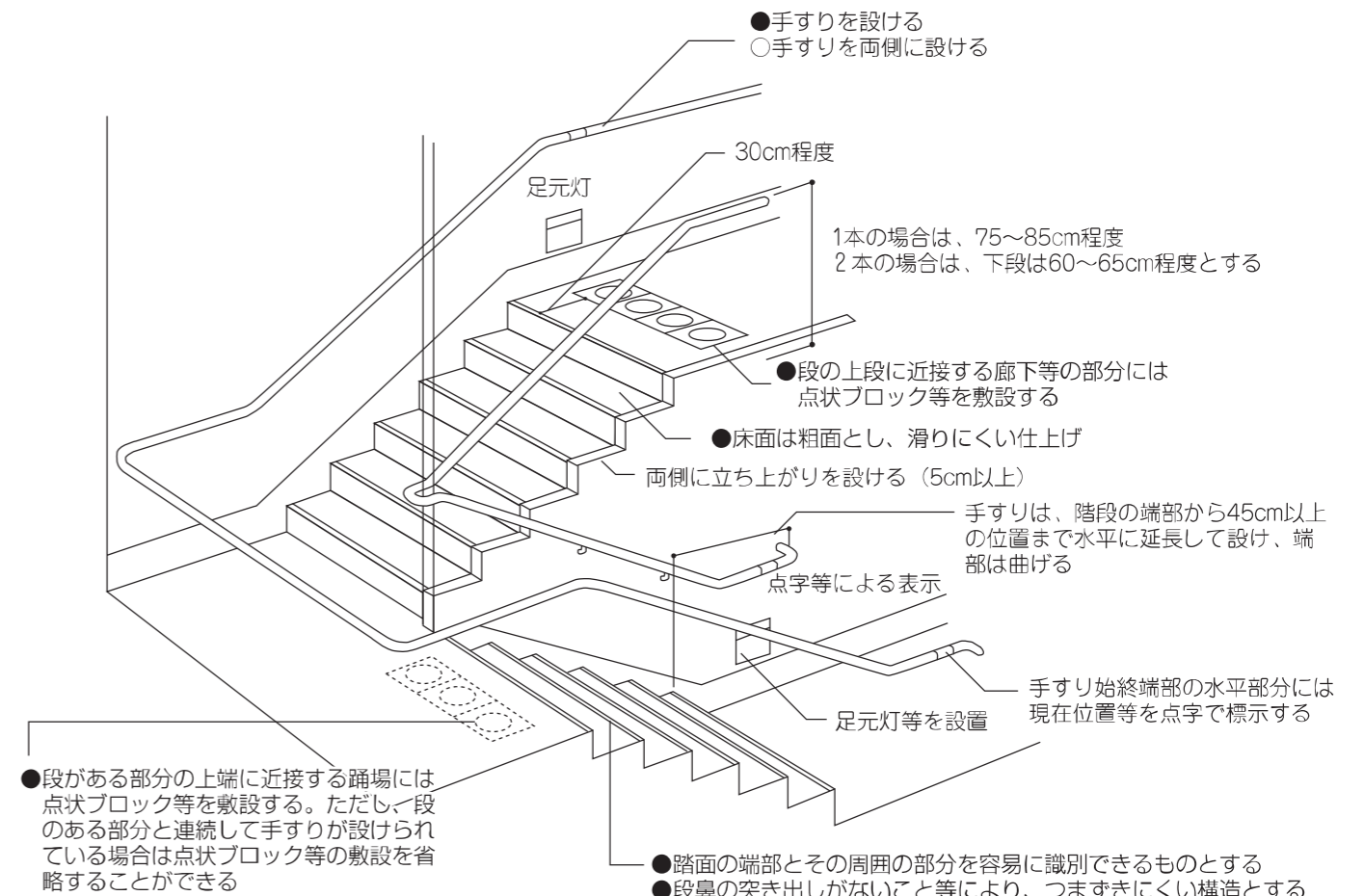


図1 階段の例

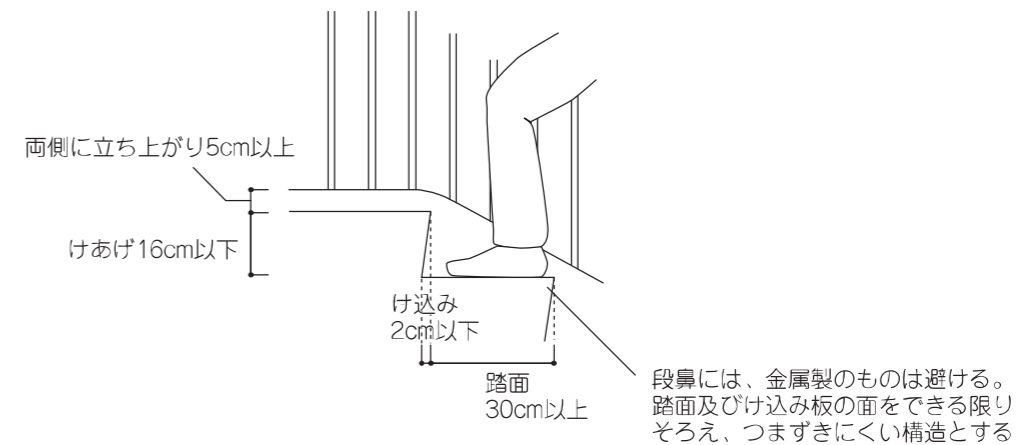


図2 段の各部寸法

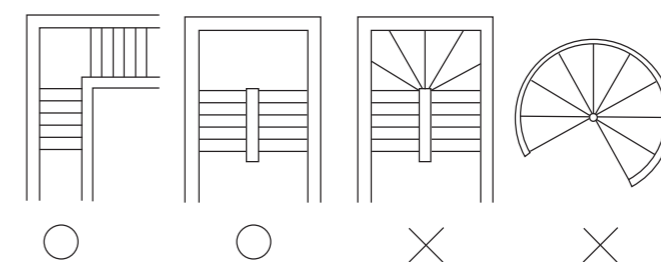
用語

多数の者	建築物を利用し、当該建築物においてサービス等の提供を受ける者
階段	階段及び踊場

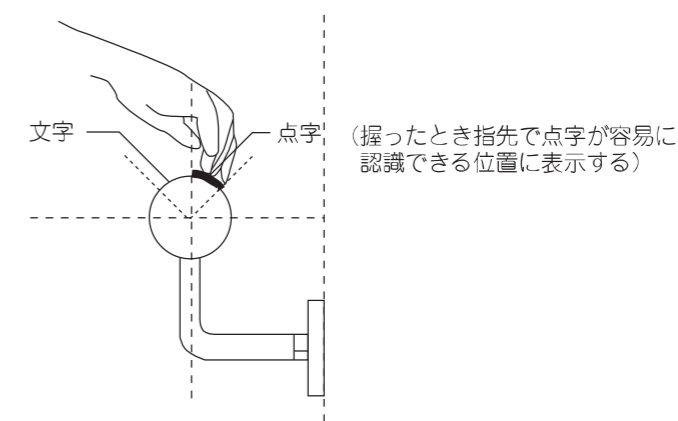
【階段の寸法】

階段のけ込みは2cm以下、けあげの寸法は16cm以下、踏面の寸法は30cm以上とし、歩きやすさも考慮して組合せを決定することが望ましい。

整備基準	整備基準の解説	目標基準	備考
(5)点状ブロック等の敷設 (3の項(5))	<p>段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 自動車車庫に設けるもの イ 段がある部分と連続して手すりを設けるもの</p>	<p>・ 段がある部分の上端及び下端に近接する踊場の部分並びに階段下の天井及びささら桁が低くなる部分には、点状ブロック等を敷設する。 ※階段の上端・下端の両方を予告することが望ましい。</p>	
(6)回り段の禁止 (3の項(6))	<p>主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。</p>	<p>・ 主たる階段とは、施設内の移動において主に利用される可能性の高い階段をいう。 ●らせん階段や踊場部分に段を設けた回り階段は、踏面幅が内側と外側で異なり、視覚障害者が段を踏み外す危険があるので避ける。また、昇降動作と回転動作が同時に発生するので、歩行困難者にとっても危険である。 ●小規模な2階建ての物販店等、スペースの関係上回り段を設けざるを得ない場合等は、ただし書が適用される。</p>	<p>※主たる階段以外の階段も回り段を設けないことが望ましい。</p>



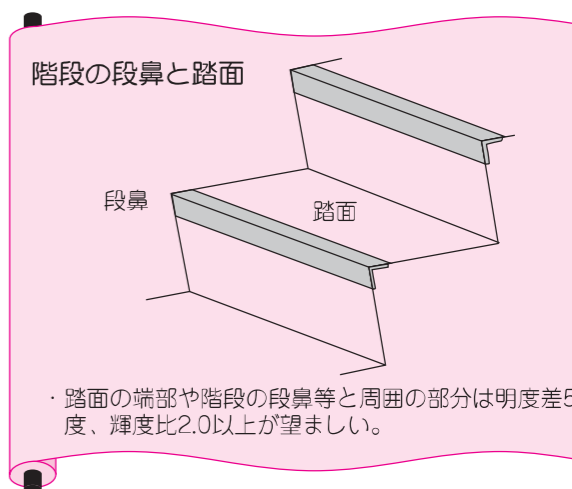
階段の形状 (O: 良い例、X: 良くない例)



手すりの点字表示位置

用語

階段	階段及び踊場
点状ブロック等	視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるもの



【参考】 手すり

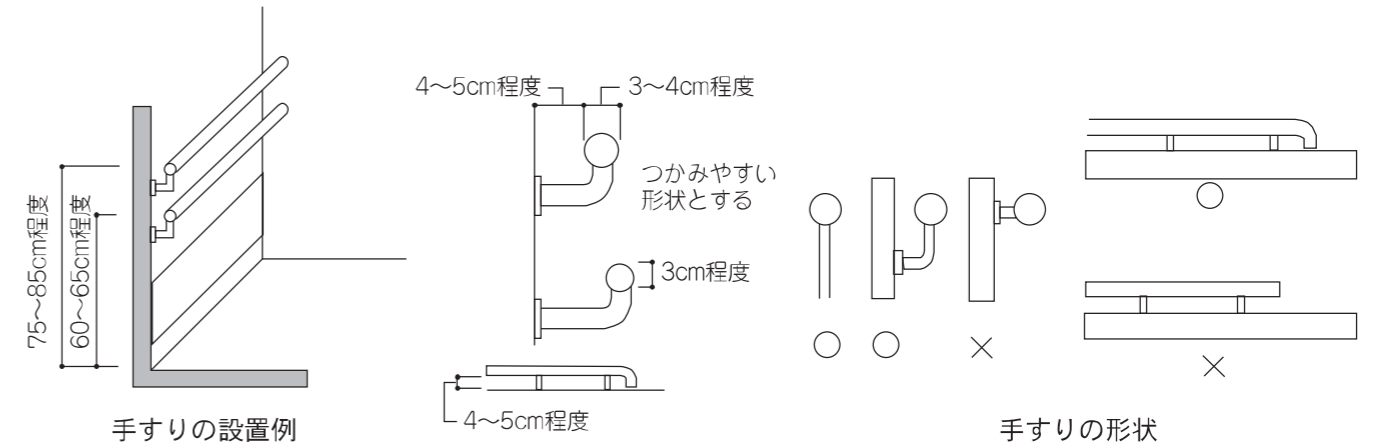
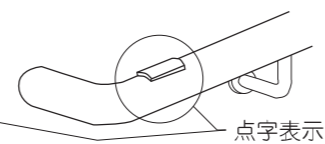
基本的な考え方

手すりは、高齢者、障害者等の誘導、落下防止、移乗操作の補助等について有効な設備であり、目的に応じた形状、大きさ、材料、取付位置、寸法で堅固に設置する。

必要な整備	
種別	<ul style="list-style-type: none"> 手すり（廊下、階段、スロープなど）の取り付け高さは、1段の場合は75cm～85cm、2段の場合は60cm～65cm程度及び75cm～85cm程度とし、誘導を考慮して連続して設ける。 移乗等動作の補助用手すりは、動作に応じて水平・垂直型のものを設ける。
形状	<ul style="list-style-type: none"> 外形3～4cm程度の円形又は楕円形とする。 小児用にあつては3cm程度が望ましい。
壁との関係	<ul style="list-style-type: none"> 壁とのあきは5cm程度とし、手すりの下側で支持する。 手すりが取り付け壁の部分は、握り損なって手が落ち込んだ場合を考慮してなだらかな仕上げとする。
端部	<ul style="list-style-type: none"> 端部は下方又は壁面方向に曲げる。
材質	<ul style="list-style-type: none"> 手ざわり、耐久性、耐食性など取付箇所に見合ったものとする。 階段、傾斜路等の手すりは、体重をかけたときに滑りにくいものとする。 壁等周囲と識別しやすい色とする。
標示	<ul style="list-style-type: none"> 廊下等の手すりの端や曲がり角及び階段の始終点などの要所には現在位置や行き先などを点字で表示することが望ましい。 階段及び傾斜路の手すりの点字表示は、現在位置及び上下階の情報を昇降以前の水平部分に表示する。

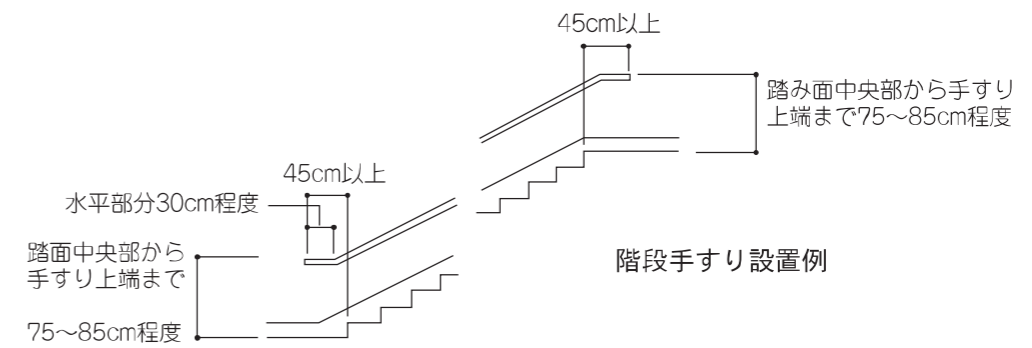


点字表示がある手すり

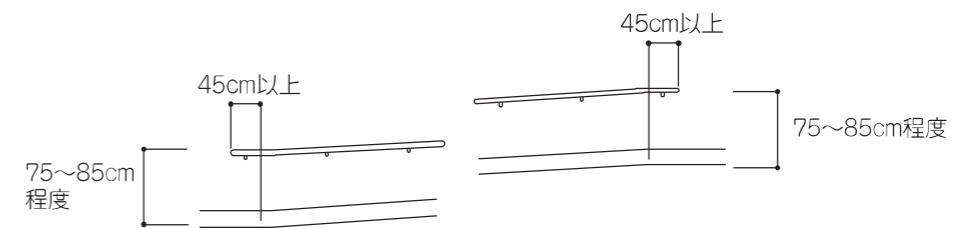


手すりの設置例

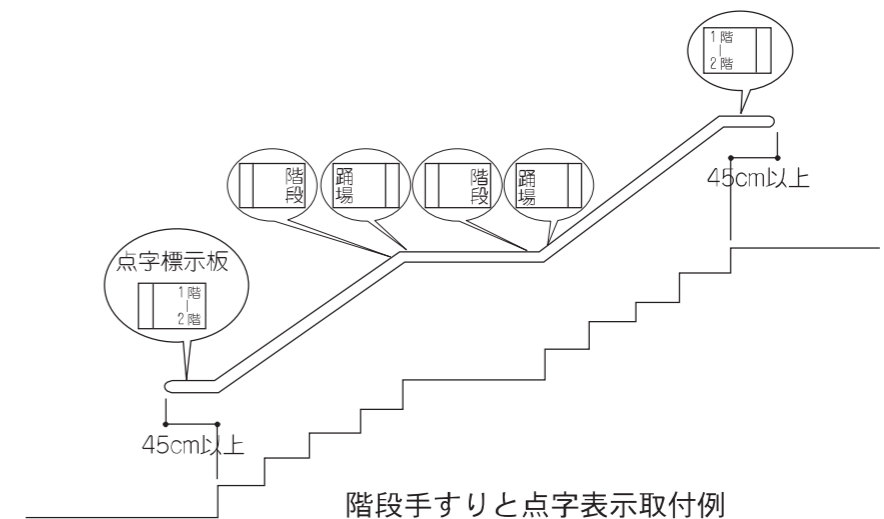
手すりの形状



階段手すり設置例



傾斜路手すりの設置例



階段手すり と 点字表示取付例